

労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機時間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

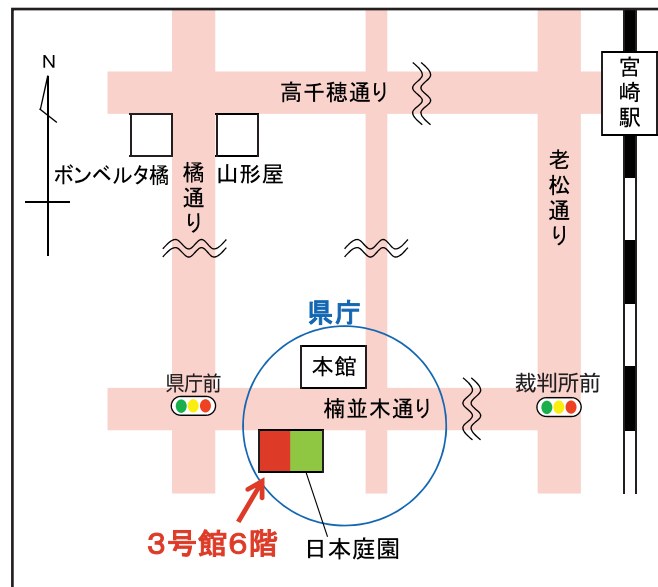
などなど…

宮崎県労働委員会の
HPでは、上記の事例の中
であっせんに至った事例
について詳しい内容と
解決までの流れを
紹介しています！



交通アクセス

労働委員会付近略図



宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橘通東1丁目9-10 県庁3号館6階
9:00～12:00、13:00～16:00
※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715

HP 相談フォームを用意しています



宮崎県労働委員会

検索

仕事のトラブルで お悩みの方へ

～あきらめないで相談を～

突然解雇
された…

残業代が
出ない…

なぜ急に
異動？…

パワハラ
では？…

相談
無料

秘密
厳守



宮崎県労働委員会
TEL 0985-26-7538

労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。



労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



労働者委員

労働組合の役員など
労働者側の事情を
的確に把握



公益委員

弁護士など
公平な第三者的立場



使用者委員

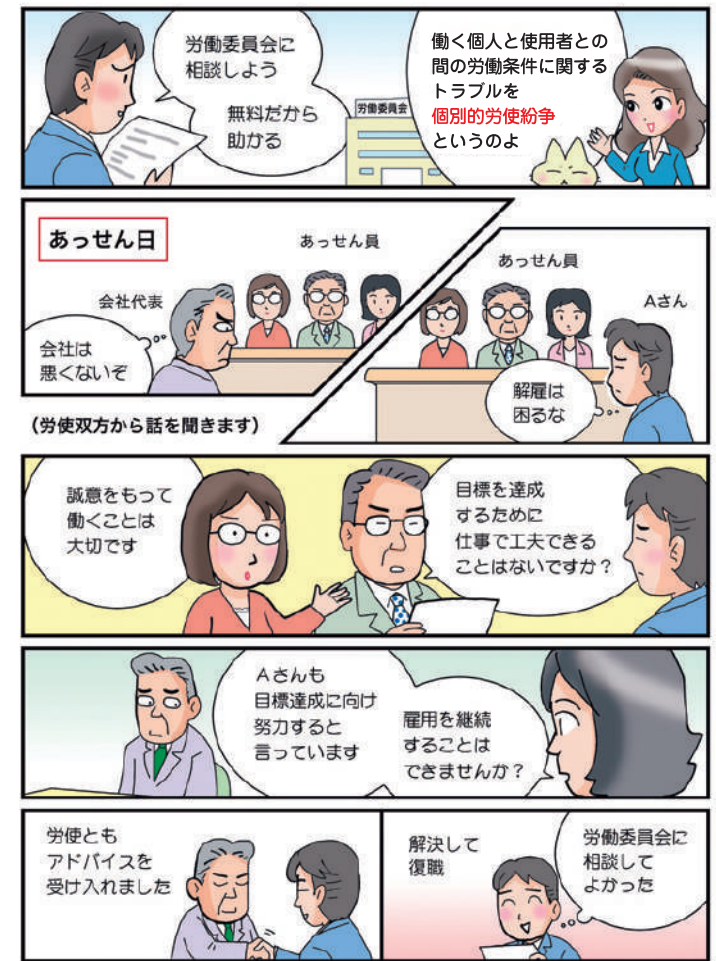
会社の役員など
使用者側の事情を
的確に把握

まずはご相談ください！

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご連絡ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。



解雇トラブルが解決したケース



労働者と使用者のトラブル解決（あっせん）

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会（あっせん員）が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

